

大会講演の撮影・録音についての規程制定について

講演企画委員会

国外の学会では、大会の講演を収録してネットで配信しているところがあります。日本気象学会でも、大会シンポジウムなどの講演に啓発的意義があるという観点から、その収録・配信を望む意見があります。しかし、学会としての対応を行うには経費や人員が不足しており、今のところ講演の配信は会員によるボランティア的な関わりによらざるを得ません。また、大会講演の著作権は講演者にあり、その権利を尊重する必要があります。

以上の事情を考慮し、このたび公開を目的とした大会講演の収録についての規程を作りました。会員の皆様には規程の趣旨をご理解の上、適切に対応して下さいようお願い致します。

この規程についてご意見がありましたら講演企画委員会までお知らせ下さい。

●大会講演の撮影・録音についての規程

大会講演の撮影・録音を行うときは、講演者の許諾を得て、申請フォームにより別に定める期限までに日本気象学会に届けることを要する。

〔補足説明〕

- ・個人利用のための収録(公開を目的としない収録)の場合には学会への届けは必要ありませんが、著作権法に従い講演者の意向に十分配慮して行って下さい。
- ・報道機関による取材については、従来通り大会受付で対応します。
- ・上記規程の届け出に当たっては、大会ページにある申請フォームに必要事項をご記入の上、原則として大会初日の1週間前までに送信願います。